



写真：こまは木の広場

## 第5章 資料編

# Ⅰ 網走市環境基本条例

## ●網走市環境基本条例

(平成 14 年 3 月 28 日条例第 16 号)

### 前文

北海道の北東部、北緯 44 度、網走国定公園の中心に位置する網走市は、知床連山を望むオホーツク海に面し、網走湖、能取湖、藻琴湖及び涛沸湖の 4 つの湖並びに網走川を有する水の豊かな街であるとともに、内陸部は森や農村地帯が広がる緑豊かな街である。また、原生花園があってオオハクチョウの飛来する恵まれた自然に抱かれた街であり、冬には、我が国で唯一流水が訪れる地方であり、鮮明な季節感を有する街である。このような環境の豊かな恵みを受けて、網走市は農林水産業や観光等の産業が今日まで発展してきた。

一方、今日の私たちは、生活様式の変化や経済活動の拡大等により、大量の資源やエネルギーが消費されるとともに、処理が困難な廃棄物が増え、環境ホルモン、ダイオキシン類及び化学物質等による環境汚染等、新たな問題も顕在化してきており、私たちの身近な環境に様々な影響を及ぼしてきている。さらには、地球温暖化等により、私たちの生存の基盤である地球環境が脅かされるに至っている。

私たちは誰もが、健康で安全・快適でかつ文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有している。私たち人類が生存の基盤としているかけがえのない環境を健全で恵み豊かな状態で保全し、これを、将来の世代に引き継ぐことは、私たちの願いであり、また、使命でもある。私たちは、地球環境の中で生きるものの一員としての自覚を持ち、創意と工夫をこらし、環境の保全及び創造に努めていかなければならない。

今こそ、私たちは、環境へ負荷を与えている現在の生活様式や社会経済構造のあり方を見直して、自然の中で生きてきたモヨロ等先人達の知恵と歴史に学び、また、現代の私たちが持てる科学的知見を最大限に生かすことにより、失われつつある自然の回復に努め、環境への負荷の少ない循環型・環境保全型社会を築いていかなければならない。

このような認識に基づき、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができるように、市、事業者、市民が協働して、環境にやさしい循環型社会を基調とした持続的発展が可能な社会の実現、及び、人と自然が共生できる豊かな環境の保全及び創造を目指し、ここに、この条例を制定する。

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

#### (用語の定義)

第 2 条 この条例において「環境の保全」とは、環境を良好な水準に保ち、維持することをいう。

2 この条例において「環境の創造」とは、良好な環境が維持できるよう、又は健全で恵み豊か

な環境の恵沢を享受できるよう、これらの環境の要素を創り出すことをいう。

3 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全又は創造上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

4 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

5 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境その他の自然環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。  
(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要であり、人と自然が調和した良好な環境を確保し、この良好な環境をより質の高いものとして次世代に引き継いでいくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、資源の循環的な利用を促進することによって、人と自然が共生し、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会が構築されることを目的とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であり、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するうえで重要であることから、市、事業者及び市民のすべての者が自らの課題であることを認識し、それぞれの者の日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に推進されなければならない。

4 前3項の理念は、市、事業者、市民のすべての者がそれぞれの責務を認識し、公平な役割分担の下、自主的かつ互いに協働して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、市民の意見を適切に反映して、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創造に努めるとともに、環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。

3 市は、市、事業者及び市民が互いに協働が図られるように努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努め、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するとともに、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工、販売又はサービスの提供その他の事業活動を行うに当たっては、それらの製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めなければならない。

3 事業者は、事業活動を行うに当たっては、その事業活動における廃棄物の発生を抑制し、再

生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めるとともに、技術的及び経済的状況に応じ、再使用又は再生利用が可能な製品の開発及び供給に努めなければならない。

4 事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有するとともに、地域社会に調和した事業活動が行えるように、市、他の事業者及び市民と協働して、環境の保全及び創造に努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、自らの行動により環境に与える影響を認識し、廃棄物の適正処理及び排出の抑制並びに資源やエネルギーの節減及び環境への負荷の低減に資する製品等の利用に努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するとともに、地域社会と協働して環境の保全及び創造に努めなければならない。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 人の健康が保護され、生活環境が保全され、自然環境が適正に保全され、大気、水、土壌その他の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性が確保され、野生生物の種の保全が図られ、森林、緑地、農地、湿地、湖沼、河川、海域等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全されること。

(3) 人と自然との豊かなふれあいを確保するとともに、地域の個性を生かした良好な景観の形成、歴史的文化的遺産の保全及び活用を図ることにより、潤いと安らぎのある良好な快適環境を確保すること。

(4) 人と環境とのかかわりについて理解を深め、廃棄物の排出抑制と適正処理、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び自然エネルギーの利活用を促進することにより、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。

(5) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進するとともに、国際協力を推進すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下この条において「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的目標

(2) 環境の保全及び創造に関する基本的施策の方向

(3) 環境の保全及び創造に関する配慮の指針

(4) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるように必要な措置を講じ、網走市環境保全審議会(網走市附属機関条例(平成 12 年条例第 24 号)別表に掲げるものをいう。以下同じ。)の意見を聴くとともに、計画を策定したときは、速やかに公表しなければならない。

4 前項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

### 第 3 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

#### (環境白書の作成)

第 9 条 市長は、毎年、市民に環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにするため、網走市環境白書を作成し、公表しなければならない。

#### (規制の措置)

第 10 条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (経済的措置)

第 11 条 市は、市民と事業者が環境への負荷の低減のための施設の整備その他環境の保全及び創造に資する措置をとることを助長するために必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (省資源、省エネルギー等の取組み、廃棄物の排出抑制)

第 12 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の排出抑制、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び自然エネルギーの利活用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設、維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の排出抑制、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び自然エネルギーの利活用に努めるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用を自ら推し進めるとともに、市民及び事業者による当該製品等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

#### (環境保全に関する施設の整備等)

第 13 条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障を防止するための施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園緑地その他の公共的施設の整備及び健全な利用促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

#### (環境影響調査)

第 14 条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業に係る影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

#### (自然環境、緑地等の保全)

第 15 条 市は、人と自然が共生できる基盤としての緑豊かな環境の確保を図るため、森林、緑地、農地、湿地等の保全、緑化の推進及び身近な自然環境を活かした都市景観の保全その他必要

な措置を講ずるものとする。

2 市は、良好な水環境を保全するため、河川、湖沼、海域等の水質の保全、親水性の高い水辺空間の創造その他必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、野生生物の多様性を損なうことがないよう適正に保護するため、その生息環境の保全その他必要な措置を講ずるものとする。

(歴史的遺産・美観等の保持)

第 16 条 市は、前条に掲げるもののほか、水と緑に恵まれた豊かな環境を保全し、及び創造するため、緑化及び美化の推進、親水性の高い水辺空間の創造、歴史的文化的遺産の保全その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市民及び市外から来訪する観光客等が水と緑に恵まれた豊かな自然環境を享受できるよう、美観の維持、自然と調和した魅力ある景観の保全及び創造その他必要な措置を講ずるものとする。

(環境学習の推進)

第 17 条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造について理解を深め、環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、環境の保全及び創造に関する学習の推進を図るものとする。

2 市は、特に児童及び生徒の学習を積極的に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の意見の反映と市民参加)

第 18 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び推進に当たっては、市民及び事業者の意見の反映及び参加の機会の確保に努めるとともに、必要に応じて網走市環境保全審議会の意見を聴くものとする。

2 市は、児童及び生徒の意見の反映及び参加の機会についても配慮するものとする。

(市民や民間団体の自発的な活動の推進)

第 19 条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な支援の措置を講ずるものとする。

(事業者の環境管理の促進)

第 20 条 市は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るための事業者の環境管理に関する取組みが促進されるように、必要な支援の措置を講ずるものとする。

2 市は、事業者の自主的な環境監査が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者との協定の締結)

第 21 条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、事業者との間で環境への負荷の低減に関する協定を締結するものとする。

(環境情報の提供、調査・研究・監視)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、環境学習の推進及び民間団体等の自発的な活動の促進に資するため、必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

2 市は、環境の状況、環境の保全及び創造に関する情報を公開するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、適正に実施するために必要な調査、研究、監視等を行うとともに、これらを行うために必要な体制の整備に努めるものとする。

(冬期の環境保全等)

第 23 条 市は、冬期における快適な生活環境の保全及び創造を図るため、冬期におけるエネルギー消費の増加等冬期に特徴的な環境負荷の増大に起因する環境の保全上の支障の防止に努めるとともに、雪又は流氷の利活用等冬期の特性を活かした環境の保全及び創造に資する施策を推進するものとする。

(国等との協力)

第 24 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するに当たり、国及び他の地方公共団体との連携協力を努めるものとする。

2 市は、市域外へ及ぼす環境への負荷の低減に努めるとともに、網走湖の水質保全等特に広域的に取り組む必要があるときは、関係する地方公共団体との緊密な連携協力を努めるものとする。

(推進体制の整備)

第 25 条 市は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進するため、市、事業者、市民及び民間団体が協働することのできる体制の整備に努めるものとする。

(財政の確保)

第 26 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(地球環境保全に関する施策の推進・国際協力の推進)

第 27 条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、海洋汚染の防止等地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体と連携し、地球環境保全に関する情報の収集及び提供により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(環境監査)

第 28 条 市は、環境に負荷を与えている自らの活動に対する環境への配慮の状況を検査することにより、自ら環境監査の実施に努めるものとする。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年条例第 7 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

## 2 策定の経過

### (1) 策定体制

網走市環境保全審議会は網走市附属機関条例の規定に基づいて設置するもので、令和5年（2023年）6月の諮問に基づき審議を行い、令和6年（2024年）1月に答申を得ました。

環境保全審議会では、素案の作成をはじめ、答申を得るまでの過程すべてを検討、審議しました。

表 5-1 網走市環境保全審議会委員

区 分	氏 名	所 属	職 名
会長	さかもと ひかる 坂本 光	学校法人東京農業大学生物産業学部	准教授
副会長	ちば みえこ 千葉 美栄子	網走消費者協会	副会長
委員	たなか ゆういち 田中 雄一	網走中央商店街振興組合	理事長
委員	よしだ ゆうじ 吉田 裕次	網走漁業協同組合	常務理事
委員	かたひら たかゆき 片平 貫之	オホーツク網走農業協同組合	営農部長
委員	みずの としひろ 水野 敏裕	一般社団法人網走青年会議所	理事長
委員	やました ひろみ 山下 ひろみ	一般社団法人網走市観光協会	事務局長
委員	ひさもり ひろあき 久守 裕章	網走市町内会連合会	副会長
委員	はずみ とおる 羽澄 透	一般公募委員	
委員	すずき きよみ 鈴木 喜代美	一般公募委員	
委員	ながさわ ようこ 長澤 洋子	一般公募委員	
委員	うめつ みほ 梅津 美穂	一般公募委員	



### 3 環境アンケート結果

環境基本計画の改定に向けて、市民から網走市の環境に関する考えなどを把握し、今後の計画及び環境施策への反映や活用をするため、以下の要領でアンケート調査を実施しました。

表 5-2 アンケート調査概要

調査期間	令和5年8月18日～9月15日
調査対象	15歳以上の市民1,400人を抽出
調査方法	郵送によるアンケートの配布・回収（WEBフォームからの回答も可能）
回収状況	有効回答数：442票 回答率：31.6%（必要サンプル数 380票を確保）

## 網走市の環境についてあなたの考えをお聞かせください

①あなたの性別をお知らせください。(1つに○)


男性	女性	その他
----	----	-----


②あなたの年齢をお知らせください。(1つに○)


10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～
-----	-----	-----	-----	-----	-----	------


③網走市の環境に対するあなたの満足度はどの程度ですか？


あてはまるものをそれぞれ1つお選びください。


 節電・節水など省エネルギーの推進	1. 満足	2. やや満足	3. 普通	4. やや不満	5. 不満	6. わからない
--	-------	---------	-------	---------	-------	----------


 太陽光発電など再生可能エネルギーの導入の推進	1. 満足	2. やや満足	3. 普通	4. やや不満	5. 不満	6. わからない
--	-------	---------	-------	---------	-------	----------


 ごみの減量化・リサイクルの推進	1. 満足	2. やや満足	3. 普通	4. やや不満	5. 不満	6. わからない
---	-------	---------	-------	---------	-------	----------


 海・川・湖のきれいさ	1. 満足	2. やや満足	3. 普通	4. やや不満	5. 不満	6. わからない
--	-------	---------	-------	---------	-------	----------

 森林など自然の豊かさ	1. 満足	2. やや満足	3. 普通	4. やや不満	5. 不満	6. わからない
--	-------	---------	-------	---------	-------	----------


 自然とふれあう機会や場所の充実	1. 満足	2. やや満足	3. 普通	4. やや不満	5. 不満	6. わからない
---	-------	---------	-------	---------	-------	----------


 空気や水のおいしさ	1. 満足    2. やや満足    3. 普通    4. やや不満    5. 不満    6. わからない
---	---


 緑にあふれ、歩きたくなるような街並み	1. 満足    2. やや満足    3. 普通    4. やや不満    5. 不満    6. わからない
--	---


 網走市の環境に関する情報発信や意識啓発の推進	1. 満足    2. やや満足    3. 普通    4. やや不満    5. 不満    6. わからない
--	---


④下の表には、環境を守ることにつながる行動の例を示しています。  
 あてはまるものをそれぞれ1つお選びください。








 日ごろから節水・節電する	1. 既に取り組んでいる    2. 今後取り組みたい    3. 取り組みたくない    4. 取り組み方がわからない
--	--

 網走産のものを食べるなど地産地消する	1. 既に取り組んでいる    2. 今後取り組みたい    3. 取り組みたくない    4. 取り組み方がわからない
--	--

 できるだけ自転車や公共交通機関を利用する	1. 既に取り組んでいる    2. 今後取り組みたい    3. 取り組みたくない    4. 取り組み方がわからない
--	--

 アイドリングストップやエコカー購入などエコな運転をする	1. 既に取り組んでいる    2. 今後取り組みたい    3. 取り組みたくない    4. 取り組み方がわからない
---	--

 太陽光発電などを自宅や会社などに導入する	1. 既に取り組んでいる    2. 今後取り組みたい    3. 取り組みたくない    4. 取り組み方がわからない
--	--

 <p>不要な買い物をしないなど、ごみの削減や、捨てる時には分別する</p>	<p>1. 既に取り組んでいる      2. 今後取り組みたい      3. 取り組みたくない      4. 取り組み方がわからない</p>
 <p>地域の清掃活動などのボランティアに参加する</p>	<p>1. 既に取り組んでいる      2. 今後取り組みたい      3. 取り組みたくない      4. 取り組み方がわからない</p>
 <p>外出先でゴミやペットの糞はポイ捨てせず持ち帰る</p>	<p>1. 既に取り組んでいる      2. 今後取り組みたい      3. 取り組みたくない      4. 取り組み方がわからない</p>
 <p>自然や野鳥の観察会など自然とふれあう機会に参加する</p>	<p>1. 既に取り組んでいる      2. 今後取り組みたい      3. 取り組みたくない      4. 取り組み方がわからない</p>
 <p>自宅や職場・学校で花壇づくりなどに取り組む</p>	<p>1. 既に取り組んでいる      2. 今後取り組みたい      3. 取り組みたくない      4. 取り組み方がわからない</p>
 <p>油や調味料、調理くずを排水口に流さない</p>	<p>1. 既に取り組んでいる      2. 今後取り組みたい      3. 取り組みたくない      4. 取り組み方がわからない</p>
 <p>環境について調べたり、環境関連イベントに参加する</p>	<p>1. 既に取り組んでいる      2. 今後取り組みたい      3. 取り組みたくない      4. 取り組み方がわからない</p>

⑤下の表には、網走市の環境に関する取組の例を示しています。

あてはまるものをそれぞれ1つお選びください。

<p>●第2期 網走市環境基本計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>めざすべき環境像の実現に向けて、市民、事業者、行政の役割などを示す、網走市の環境に関する基本的な計画です。</li> <li>現在「第3期網走市環境基本計画」の策定に向けて、今年度から検討を行っています。</li> </ul> 	<ol style="list-style-type: none"> <li>内容をよく知っている</li> <li>内容をある程度知っている</li> <li>聞いたことがあるが内容は知らない</li> <li>聞いたことがない</li> </ol>
<p>●網走市地域再生可能エネルギー導入戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギーが網走市内でどのくらいあるか把握し、導入目標の設定、2050年の二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指すための取組を設定しています。</li> </ul>  <p>中期目標 (~2030年度) 長期目標 (2030~2050年度)</p> <p>2013年度 455,074 t-CO<sub>2</sub> → 2030年度 236,638 t-CO<sub>2</sub> (48%削減) → 2050年度 カarbonニュートラルの実現</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>内容をよく知っている</li> <li>内容をある程度知っている</li> <li>聞いたことがあるが内容は知らない</li> <li>聞いたことがない</li> </ol>
<p>●網走市ゼロカーボンシティ宣言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>網走市では2050年の脱炭素社会（ゼロカーボンシティ）の実現に向けた取組の強化を図るため、2023年6月に、2050年温室効果ガス排出量を実質ゼロに取り組む「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。</li> </ul> <p>※脱炭素社会とは：二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする社会のこと</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>内容をよく知っている</li> <li>内容をある程度知っている</li> <li>聞いたことがあるが内容は知らない</li> <li>聞いたことがない</li> </ol>
<p>●あばしり電力株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2022年4月に、再生可能エネルギーを活用し、二酸化炭素排出量を削減することを目的に、自治体新電力となる「あばしり電力株式会社」を設立し、2023年4月より太陽光発電事業を開始しました。</li> </ul>  <p>太陽光発電の発電 → あばしり電力 → 災害時防災拠点への電力供給</p> <p>あばしり電力 → 電力を供給 → 小中学校などの公共機関</p> <p>あばしり電力 ← 北海道電力</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>内容をよく知っている</li> <li>内容をある程度知っている</li> <li>聞いたことがあるが内容は知らない</li> <li>聞いたことがない</li> </ol>

⑥これからの網走市の環境を守り育てるためにあなたが取り組みたいことやアイデア、市への要望を教えてください。（自由記述）

### (1) 性別・年齢

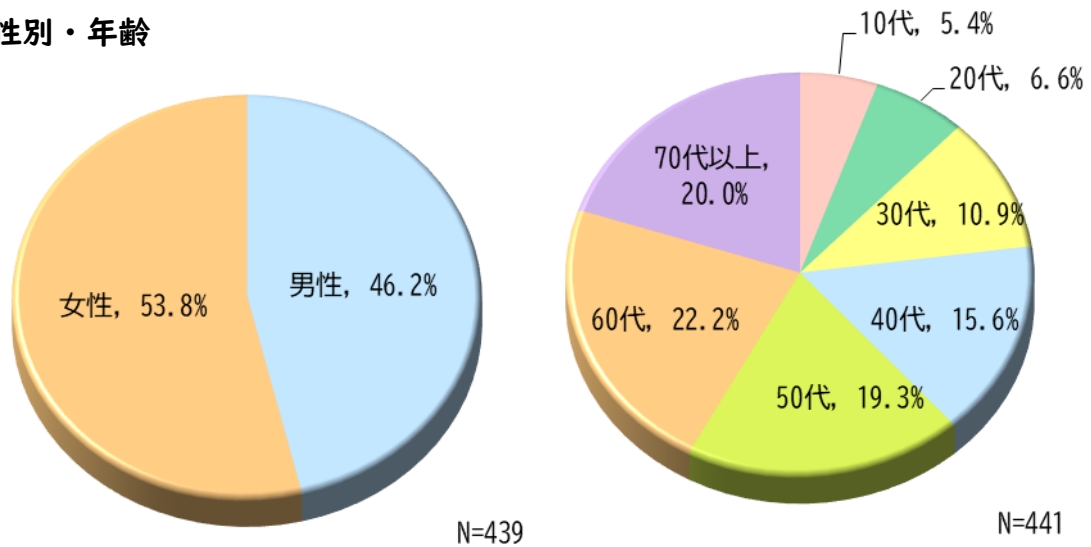


図 5-1 回答者属性 (性別・年齢)

### (2) 網走市の環境に対する満足度

網走市の空気や水、森林など自然に対する満足度が比較的高くなっています。また、ごみの減量化・リサイクル、海・川・湖のきれいさ、情報発信・意識啓発に対する満足度が比較的低くなっています。

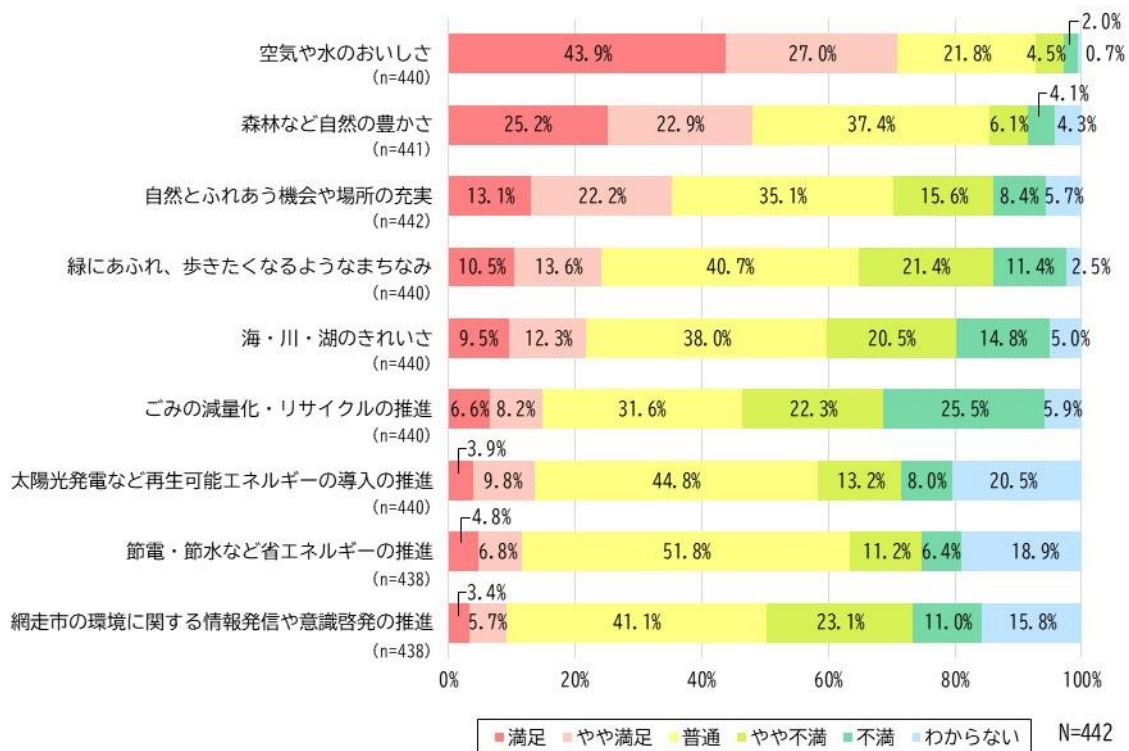


図 5-2 網走市の環境に対する満足度

### (3) 環境を守ることに繋がる行動の実践状況

自ら日常生活の中で行えることについては、ほとんどの市民が実践しています。

一方、イベントへの参加、公共交通機関の利用、設備導入といった+のアクション（行動へのハードルが高いもの）は「取り組みたいと思わない」や「どのように取り組めばいいかわからない」が多くなっています。

「今後取り組みたい」層の行動を促進し、「どのように取り組めばいいかわからない」層に情報提供する工夫が重要です。

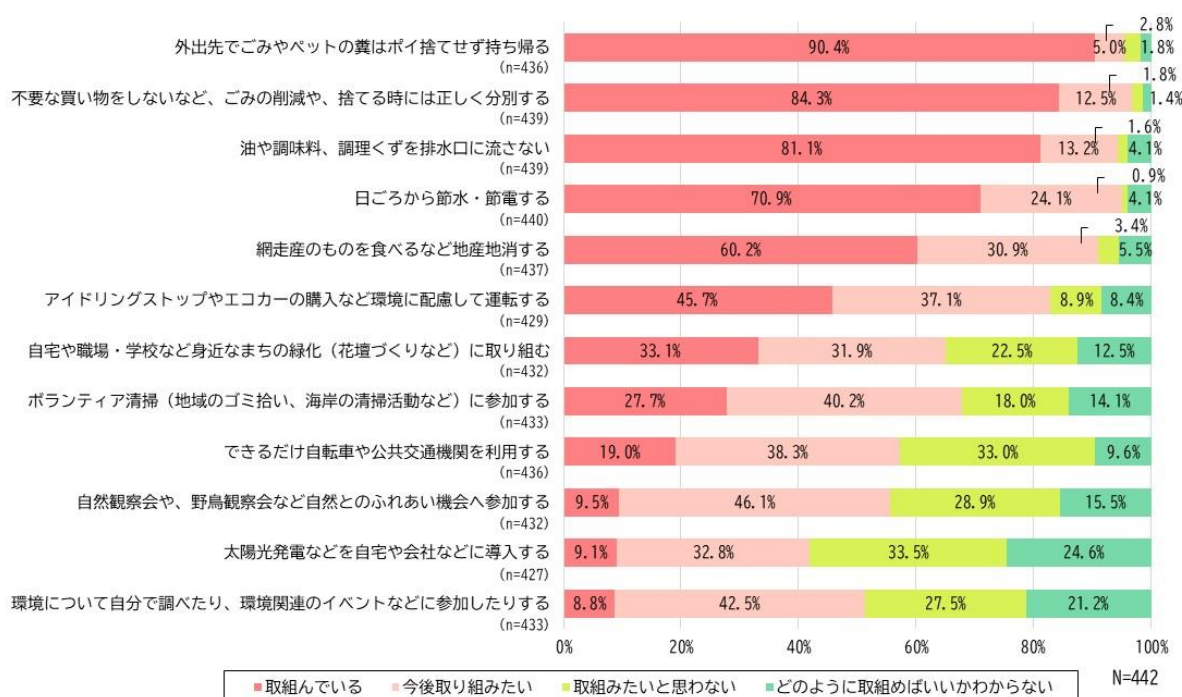


図 5-3 環境を守ることに繋がる行動の実践状況

### (4) 網走市の環境に関する取組の認知度

いずれの取組も「聞いたことがない」とする市民が半数を占めています。現状では日常生活の中で計画そのものに触れる機会は少ないと考えられ、行動変容につながるような情報提供のあり方も含めて対応を検討することが重要です。

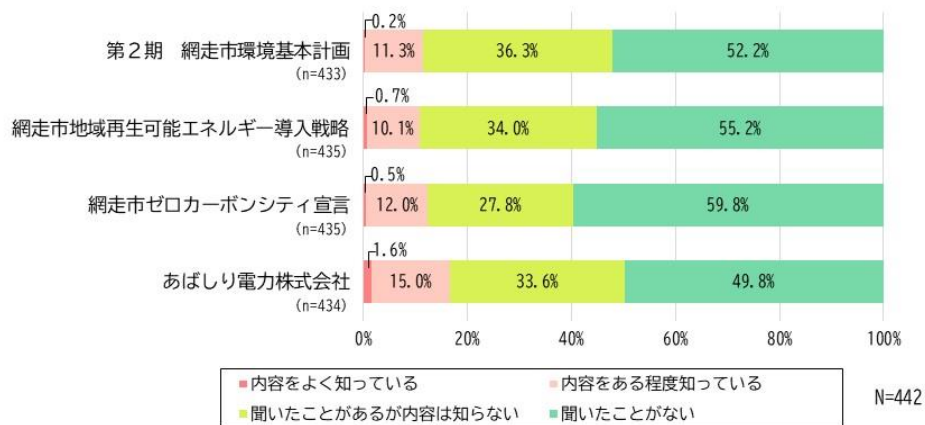


図 5-4 網走市の環境に関する取組の認知度

## (5) これからの網走市の環境を守り育てるためのアイデア、市への要望

### ①ゴミに関する意見 (62 件)

- ゴミのポイ捨て問題
- ゴミの分別方法の複雑さ
- ゴミの減量に向けた工夫 (レジ袋を市のゴミ袋に など)
- ゴミの埋め立て場の問題

### ②取組の情報発信に関する意見 (25 件)

- イベントなどへの参加希望 (ゴミ拾いイベント、会社と連携 など)
- 環境の取組の情報発信 (HP、SNS、FM ラジオの活用、動画、老人会の活用、学校の授業 など)

### ③身近な環境・生活面に関する意見 (26 件)

- 公共交通の利便性向上 (利用したくてもできない、ドライバーの人材確保、車両のバリアフリーなど)
- 悪臭への対策 (川、農地など)
- 生物多様性保全、景観保全に向けた取組の必要性 (樹木の伐採)

### ④エネルギー (太陽光パネルなど) に関する意見 (6 件)

- 太陽光発電の景観、廃棄問題

### ⑤その他意見 (18 件)

- アンケートの内容、まちづくりへの想い、個別の施設に関する要望・指摘など



## 4 現況データ

### (1) 温室効果ガス排出量



図 5-5 網走市の温室効果ガス排出量の推計

【出典】網走市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】

### (2) ごみ

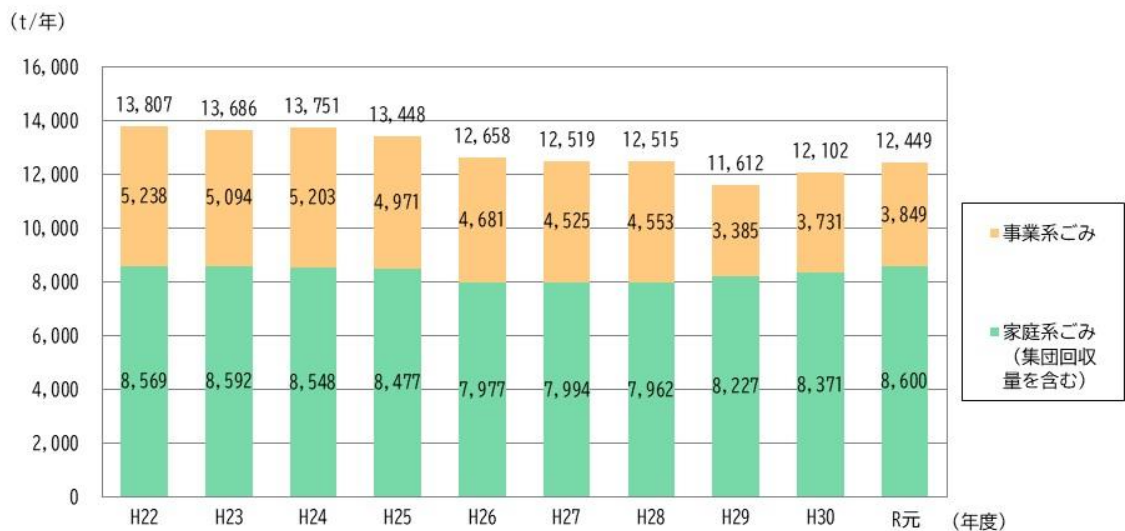


図 5-6 網走市のゴミ排出量の実績

【出典】網走市一般廃棄物処理基本計画書

### (3) 水質・土壌

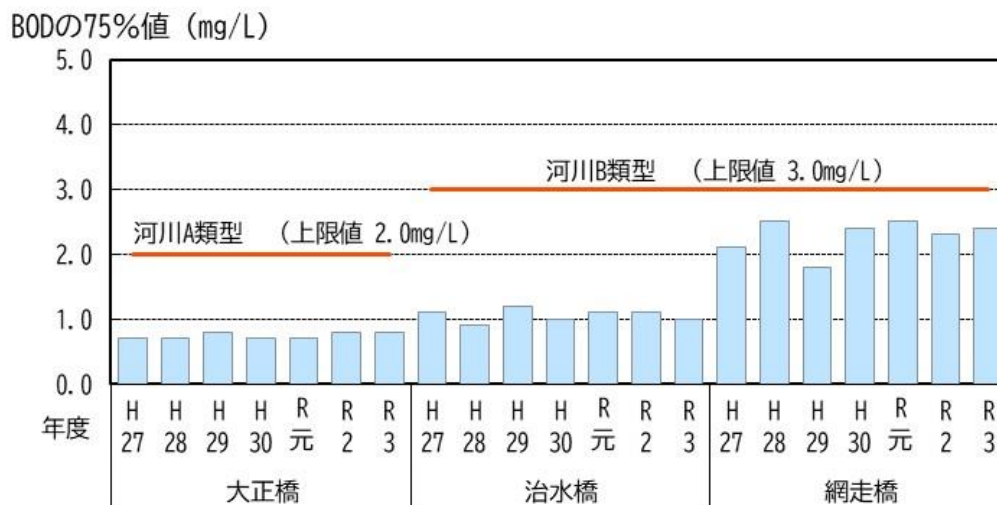


図 5-7 網走川の水質

【出典】網走市環境白書（第2編）（令和4年度）

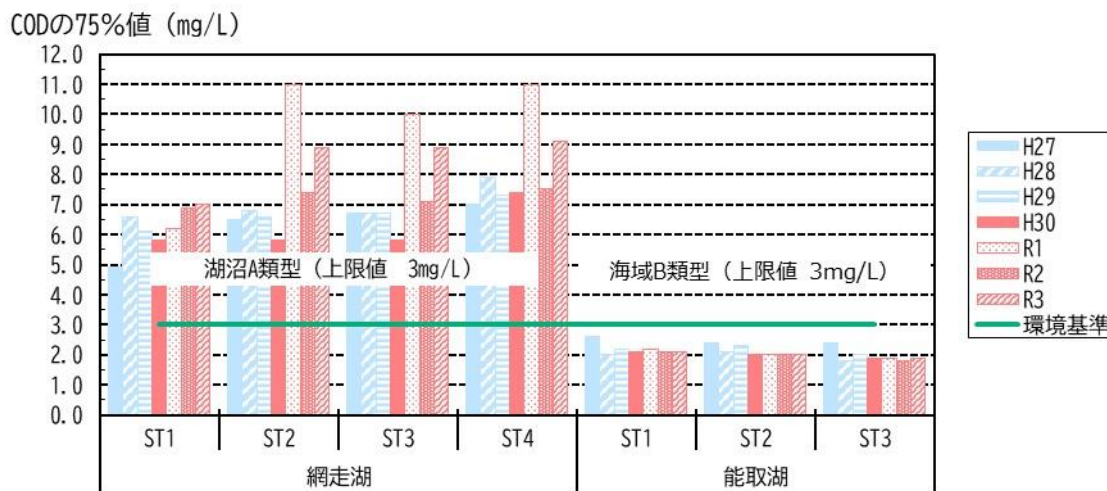


図 5-8 網走湖の水質

【出典】網走市環境白書（第2編）（令和4年度）

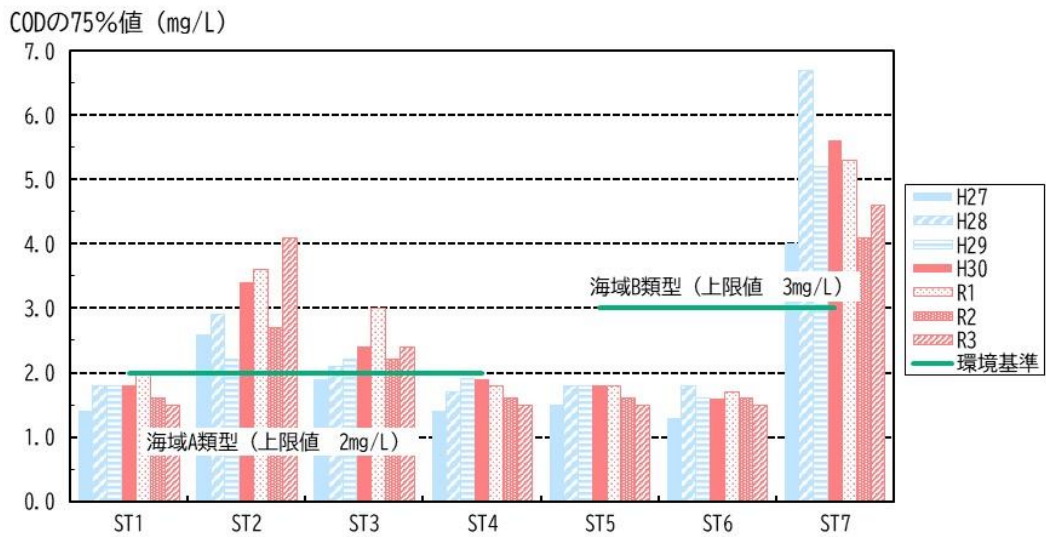


図 5-9 網走海域の水質

【出典】網走市環境白書（第2編）（令和4年度）

表 5-3 ダイオキシン類調査測定結果

区分	地点	水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)
		令和2年度	令和2年度
網走川	治水橋	0.069	1.1
網走湖	ST2 (開発局)	0.069	4.1
環境基準		1	150

【出典】網走市環境白書（第2編）（令和4年度）

(4) 公害・苦情

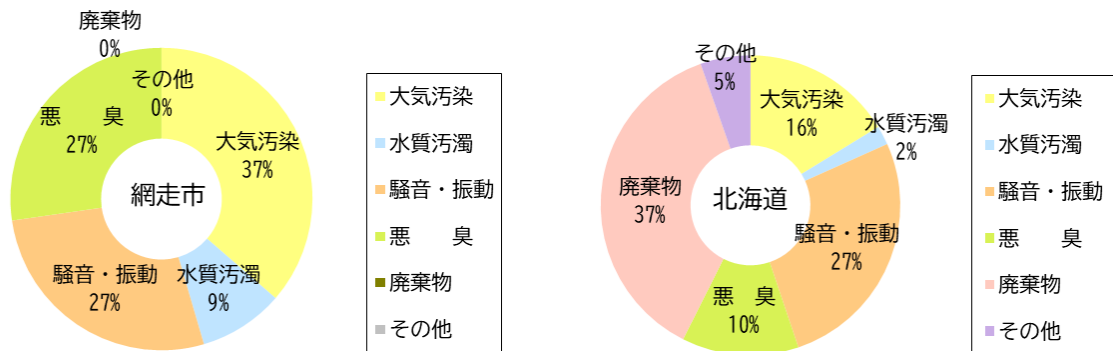


図 5-10 網走市と北海道の種類別公害苦情割合（平成27年度～令和3年度の平均）

【出典】網走市環境白書（第2編）（令和4年度）、北海道環境白書'23

## 5 環境基準

### (I) 大気汚染に係る環境基準

表 5-4 大気汚染に係る環境基準

項目	基準値
二酸化いおう (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	1時間値が0.06ppm以下であること。
備考	
1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。	
2 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。	
3 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることもとならないよう努めるものとする。	
4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。	

【出典】昭和48年5月8日 環境庁告示第25号（改正：平成8年 環境庁告示第73号）  
昭和53年7月11日 環境庁告示第38号（改正：平成8年 環境庁告示第74号）

表 5-5 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

項目	基準値
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考	
1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。	
2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

【出典】平成9年2月4日 環境庁告示第4号（改正：平成30年 環境省告示第100号）

表 5-6 ダイオキシン類に係る環境基準

項 目	基 準 値
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	

【出典】平成11年12月27日 環境庁告示第68号（改正：平成21年 環境省告示第11号）

表 5-7 微小粒子状物質に係る環境基準

項 目	基 準 値
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

【出典】平成21年9月9日 環境省告示第33号

## (2) 水質汚濁に係る環境基準

表 5-8 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、別に定める測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格K0102（以下、「規格」）43.2.1、43.2.3、43.2.5、又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p>

【出典】昭和46年12月28日 環境庁告示第59号（改正：令和3年 環境省告示第62号）  
（水質汚濁に係る環境基準の出典については以下同じ）

表 5-9 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

ア.

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU /100ml 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 浴 及び B 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU /100ml 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU /100ml 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の 欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/L 以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値とする。
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。(湖沼もこれに準ずる)
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測ができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう。(湖沼、海域もこれに準ずる)
- 4 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
- 5 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 6 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- 注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
  3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
  4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
  5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない程度

イ.

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的 低温域を好む水生生物及び これらの餌生物が生息する 水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物 Aの欄に掲げる水生生物の 産卵場（繁殖場）又は幼稚 仔の生育場として特に保全 が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域 を好む水生生物及びこれら の餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域の うち、生物Bの欄に掲げる 水生生物の産卵場（繁殖 場）又は幼稚仔の生育場と して特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
備考 1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）				



表 5-10 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖））

ア.

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU /100mL 以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU /100mL 以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこ と。	2 mg/L 以上	—
備考						
1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						
2 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。						
3 水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数1,000CFU/100ml以下とする。						
4 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

- 注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3. 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用  
 4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊の浄水操作を行うもの  
 5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

イ.

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道1,2,3級（特殊なものを除く） 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
備考 1. 基準値は年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行なうものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

- 注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行なうものをいう。）  
 3. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用  
 4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩などを含む）において不快感を生じない程度

ウ.

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

表 5-11 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア.

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサ ン抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100mL 以下	検出されな いこと。
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	

備考

1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌群数 20CFU/100mL 以下とする。

2 アルカリ性法とは、次のものをいう。

試料 50mL を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液 (10w/v%) 1 mL を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液 (2mmol/L) 10mL を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液 (10w/v%) 1 mL とアジ化ナトリウム溶液 (4w/v%) 1 滴を加え、冷却後、硫酸 (2+1) 0.5mL を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。

$$\text{COD (O}_2\text{mg/L)} = 0.08 \times ((b) - (a)) \times f \text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000 / 50$$

(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の滴定値 (mL)

(b) : 蒸留水について行った空試験値 (mL)

f Na<sub>2</sub>S<sub>2</sub>O<sub>3</sub> : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の力価

3 大腸菌数に用いる単位はCFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

イ.

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考 1. 基準値は年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海域植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

- 注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水生生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水生生物が多獲される  
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
 3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ.

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下

### (3) 地下水の汚濁に係る環境基準

表 5-12 地下水の汚濁に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、別に定める測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

【出典】平成9年3月13日 環境庁告示第10号（改正：令和3年 環境省告示第63号）

#### (4) 土壌の汚染に係る環境基準

表 5-13 土壌の汚染に関する環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては別表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、別に定める測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

【出典】平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号（改正：令和 2 年 環境省告示第 44 号）

## (5) 騒音に係る環境基準

表 5-14 騒音に関する環境基準（道路に面する地域以外の地域）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- 注) 1. 時間の区分は昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

【出典】平成10年9月30日環境庁告示第64号(改正：平成24年3月30日環境省告示第54号)

表 5-15 騒音に関する環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に関する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう

【出典】平成10年9月30日環境庁告示第64号(改正：平成24年3月30日環境省告示第54号)

なお、幹線交通を担う道路に近接する空間については上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 5-16 騒音に関する環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。	

【出典】平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号(改正：平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 54 号)

## (6) ダイオキシン類に係る環境基準

表 5-17 ダイオキシン類に関する環境基準

媒体	基準値
大 気	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水 質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土 壤	1,000 pg-TEQ/g 以下
備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法(別に定める測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。	

- 注) 1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。  
2. 水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。  
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。  
4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

【出典】平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号(改正：令和 4 年 環境省告示第 89 号)







## 第3期 網走市環境基本計画

---

令和6年(2024年)3月

発行 網走市

編集 市民環境部生活環境課

〒093-8555 北海道網走市南6条東4丁目

TEL:0152-67-5418(直通)

FAX:0152-43-5404(代表)

<https://www.city.abashiri.hokkaido.jp/>

---